# Cュ企画 会則

## (名称)

第1条 この会は、Cュ企画(以下「本会」という。)と称する。

#### (事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都世田谷区代田1-45-9 さくら荘 D号に置く。

#### (目的)

第3条 本会は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)舞台・映像・イベント・ワークショップのダンス振り付け
- (2)舞台・映像・イベント・ワークショップのダンス出演
- (3)舞台・映像・イベント・ワークショップのキャスティング
- (4)舞台・映像・イベント・ワークショップの企画、開発および販売
- (5)ダンスコミュニティの経営
- (6)ダンスワークショップデザイン指針の開発および販売
- (7)映像著作物の製作および販売ならびに書籍、雑誌の出版および販売
- (8)情報提供サービス業
- (9)講演会、シンポジューム、セミナー等の企画、立案および実施

#### (役員)

第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 1名
- (3)会計 1名

## (役員の職務)

第9条 代表は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2. 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。また、本会の事務全般を担当する。
  - 3. 会計は、本会の出納事務を担当する。

# (役員の任期)

第11条 役員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (役員の解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任 することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2)その他解任に相当する事項が認められるとき。

# (総会)

第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

- 2. 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1)会則、事業等の改廃
- (2)事業計画並びに収支予算及び決算

- (3)本会の解散
- (4)役員の選任及び解任
- (5)その他本会の運営に関し重要な事項
- 3. 本会の会議は、代表が召集する。
- 4. 総会の議長は、代表がこれに当たる。
- 5. 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

# (運営[役員]会)

第14条 運営(役員)会は、代表、副代表をもって構成する。

2. 運営(役員)会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

# (事業報告書及び決算)

第15条 代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会 の承認を得なければならない。

### (事業年度)

第16条 この会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

## (事務局)

第17条 本会の事務局は、東京都世田谷区代田1-45-9 さくら荘 D号に置く。

#### (会計)

- 第18条 本会の経費は、運営にかかる費用、事業にかかる費用をもって充てる。
  - 2. 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。
  - 3. 前項の会計年度に係る決算終了後、総会を招集し決算報告する。
  - 4. 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

## (会員資格の抹消)

- 第19条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。
  - (1)会員との連絡が取れなくなった場合。
  - (2)1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
  - (3)会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

## (会則の変更)

第20条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

附則 会の役員は次の会員とする。

代表 本間達也 住所 東京都世田谷区代田1丁目45-9さくら荘 D号 副代表 二村真一郎 住所 東京都世田谷区赤堤4-25-5コーポはなぶさ203号 会計 岩本麻沙代 住所 東京都世田谷区代田3丁目27-21梅ヶ丘アパート メント101

1. この会則は、平成26年2月1日から施行する。 記載内容について事実と相違ないことを証明します。 代表者 本間達也